

議案第十三号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部七の項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下）」を「審査又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これを）」に、「五百六千円」を「六千九百円」に、「九千四百円」を「一万三千円」に、「一万四千元」を「二万五千元」に、「一万九千元」を「二万五千元」に改め、同部十五の項中「一万千円」を「一万五

千円」に、「一万二千元」を「一万七千元」に、「一万六千元」を「二万五千元」に、「二万三千元」を「三万千元」に改め、同部十九の項額の欄1中「九千九百元」を「一万二千元」に改め、同欄2中「一万千元」を「一万六千元」に改め、同欄3中「一万五千元」を「二万三千元」に改め、同欄4中「二万千元」を「二万九千元」に改め、同部二十五の二の項中「五千六百元」を「六千九百元」に、「九千四百円」を「一万三千元」に、「一万四千元」を「二万円」に、「一万九千元」を「二万五千元」に改め、同部二十五の十一の項中「一万千元」を「一万五千元」に、「一万二千元」を「一万七千元」に、「一万六千元」を「二万五千元」に、「二万三千元」を「三万千元」に改め、同部二十五の十五の項額の欄1中「九千九百元」を「一万二千元」に改め、同欄2中「一万千元」を「一万六千元」に改め、同欄3中「一万五千元」を「二万三千元」に改め、同欄4中「二万千元」を「二万九千元」に改め、同部二十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額を「二万三千元」に改め、同欄4中「二万千元」を「二万九千元」に改める。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額	徴収時期
一 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申請があった場合においては、一の建築物について一の部二十五の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築物基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同部二十五の六の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合において当該昇降機一基について同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額)の手数を加えた額)</p> <p>(一) 申請に併せて区長が指定する者(以下「適当な建築物」とする。)</p> <p>1 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</p> <p>2 1以外(1)の建築物(住宅部分(建築物エ)方メートル未満のもの)</p> <p>5千八百円</p> <p>一万千三百円</p>	認定申請のとき。

2 の 建1 築物 以外					
(1) 分宅住 部に 様誘 合基導 る仕 る		同の四並項うす準同二省標 場項のび及び。るに号号令準 合。にびにび以下方法より口イ第 ～にお及びののこのを評の(1)(1)十 によて五部項のい価基及び第 によて五部項のい価基及び第			
方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル	未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル	方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル
			六 万 六 千 九 百 円	三 万 八 千 七 百 円	
					四 万 四 千 九 百 円
					四 万 二 百 円
	十 二 万 円				

及建築省(1)内空年負以そのおの周間間荷下項い屋囲の熱とにのるし土大定建をてす法のうのびのの
 及び第一節イ屋囲の熱とにこのて内空年負以算用べのて交め臣築用評をる。の項部に五
 及四三並二い方価い物るが通国ときい出う荷間間周、おの以負年空内(1)一十省物

未
 満
 の
 も
 の
 当
 該
 部
 分
 の
 床
 面
 積
 の
 合
 計
 が
 五
 千
 平
 方
 メ
 ー
 ト
 ル
 以
 上
 一
 万
 平
 方
 メ
 ー
 ト
 ル
 以
 下
 の
 も
 の

三十六万千円

				<p style="text-align: center;">二 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の審査</p>	
<p>(二) 場合 (一) 以外の</p>			<p>(一) 申請に併せて適合性を確認した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>		<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第二項の規定において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合において一の部二十五の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合において一の部二十五の六の項に掲げる額の手数を加えた額)、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額)</p>
	<p>1 一戸建て住宅</p>			<p>2 1以外の建築物</p>	
<p>誘導仕様基準による場合</p>		<p>(2) 分 非住宅部</p>		<p>(1) 住宅部分</p>	
<p>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>
<p>一万四千三百円</p>	<p>十万四千元</p>	<p>六万六千円</p>	<p>二万二千二百円</p>	<p>一万三千八百円</p>	<p>八千元</p>
			<p>六万六千五百円</p>	<p>三万七千元</p>	<p>一万六千七百円</p>
				<p>八千円</p>	<p>四千百円</p>
<p style="text-align: right;">変更認定申請のとき。</p>					

		2 の 建 築 物 以 外											
		(1) 分 宅 部 住											
標準計	標準計	仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合					誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合						
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの		
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 一 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 五 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの		
五 万 六 千 八 百 円	十 七 万 九 千 円	十 二 万 二 千 円	七 万 五 百 円	四 万 二 千 円	十 二 万 七 千 円	八 万 四 千 八 百 円	四 万 六 千 五 百 円	二 万 六 千 八 百 円	三 万 千 五 百 円	二 万 八 千 三 百 円	二 万 三 千 三 百 円	二 万 千 百 円	一 万 五 千 百 円

<p>二 建築物のエネルギー性能の向上等に關する法律第一項又は第十條第二項</p>	<p>第二條第一項第一号に該當する場 合に限る。</p>	
<p>(一) 建築物のエネルギー性能適合性判定手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1 一戸建て住宅 2 1以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの</p>	<p>八千二百円</p> <p>一万三千三百円</p> <p>一万五千九百円</p> <p>二万二千三百円</p> <p>三万三千三百円</p> <p>五万百円</p> <p>六万八千九百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの</p>	<p>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの</p>	<p>五千八百円</p> <p>一万三千三百円</p> <p>二万三千八百円</p>
<p>計画書の提出のとき又は計画通知のとき</p>		

<p>項、三の項及び六 をい。以下この より評価する 同号(1)の基 条第(1)号及 方法又は省令 (1)により評 号(1)及び同 第一項第 標準計算法(省 による場合)</p>	<p>仕様・計算併用法 (住宅部分の外 性能を仕様基準 しくは誘導仕様 準により評価し、 住宅部分の一次 エネルギー消費 省令第(1)若し は第十(1)若し (1)の基準により 価する方法又は住 宅部分の外性能 を省令第(1)若し 項第十(1)若し くは第十(1)若し イ(1)の基準により 評価し、一次エネ ルギー消費に係 る基準への適合 仕様基準若しくは 誘導仕様基準によ り評価する方法を いう。以下この 三の項及び六の に於いて同じ。</p>
<p>当該住宅の床面積 合計が二百平方メ ートル未満のもの 当該住宅の床面積 合計が二百平方メ ートル以上一平方メ ートル以下のも</p>	<p>当該住宅の床面積 合計が二百平方メ ートル未満のもの 当該住宅の床面積 合計が二百平方メ ートル以上一平方メ ートル以下のもの</p>
<p>四万四千九百円</p>	<p>四万二百円 三万三千二百円 三万百円</p>

--

2 の 建 築 物 以 外									
(1) 住宅分									
この項において同じ。									
標準計算 による 場合		仕様・計 算併用 による 場合				仕様基準 又は誘導 による 場合			
当該部分の床面積の 合計が三百平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三百平方メ ートル以上一平方メ ートル以下のもの	当該部分の床面積の 合計が五千平方メ ートル以上一平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二平方メ ートル以上五平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二平方メ ートル以上五平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三百平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が五千平方メ ートル以上一平方メ ートル以下のもの	当該部分の床面積の 合計が五千平方メ ートル以上一平方メ ートル以下のもの	当該部分の床面積の 合計が二平方メ ートル以上五平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三百平方メ ートル以上五平方メ ートル未満のもの
十三万五千円	八万千円	二十五万六千円	十七万五千円	十万円	五万九千八百円	十八万三千円	十二万円	六万六千九百円	三万八千七百円

--

(3) 合の部住の以 場分宅非外(2)		(2)									
べに量ギ次物モ き用のー消エ法デ 標い算消ネー(ー)ル 準る出費ル建		のうのみ汚葬卸は産供貯工用 み。処焼物場売養物す蔵場途非 の以理却処、市殖のる又、危住 場下施場と場増のもは、工 合同設そ、畜場、殖、の、処、場 じ。いをの、場、倉、殖、理、等 い。い他ご、火、庫、又、水、の									
トル未 トトル 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部	トル未 トトル 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部	トル未 トトル 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部	トル未 トトル 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部	トル未 トトル 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部 トル未 合計が 当該部							
十二万九千円	十万二千円	十四万九千円	九万四千三百円	三万六千六百円	一万九千五百円	一万三千三百円	三十二万九千円	二十二万九千円			

十一
二
の
づ
エ
消
保
更
築
ギ
能
定
適
合
性
判

る
建
消
関
一
適
示
が
さ
計
画
通
知
に
併
せ
て

(一) (一)以外の場合								
1 て住宅	の建築物							
合 仕様基準又は誘導	(2) 非住宅部分							
ト 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 一 万 四 千 三 百 円	ト 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト	ト 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト	ト 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト	ト 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト	ト 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト	ト 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト	ト 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト
ト 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト	一 万 四 千 三 百 円	十 万 四 千 円	六 万 六 千 百 円	二 万 二 千 二 百 円	一 万 三 千 八 百 円	八 千 円	六 万 六 千 五 百 円	三 万 七 千 円

る
計
画
通
知
の
と
き。

<p>四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の向上計画の申請の審査に對する審</p>							
		<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく申請があつた場合には、一の建築物について一の部二十五の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額）の五の六の項に掲げる額の手数を加えた額）の当該昇降機一基については同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額）</p>					
<p>(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区分が定められた場合</p>	<p>2 の建築物</p>		<p>1 一戸建て住宅</p>				
	<p>(1) 住宅部分</p>						
合計が一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	合計が一万平方メートル以上二平方メートル未満のもの
十一万九千円	九万四千七百円	五万二千八百円	二万三千八百円	一万千三百円	五千八百円	五十三万千円	四十三万円
					<p>認定申請のとき。</p>		

(二)										
(一)以外の場合										
1										
て住宅										
誘導仕様基準による場合										
(2)										
非住宅部分										
当該住宅の床面積の	合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
二万二千二百円	二万七百元	二十三万五千元	十八万八千元	十四万九千元	九万四千三百円	三万六千六百円	一万九千五百円	一万千三百円	十四万八千元	

--

		2 の 建 築 物 以 外		(1) 分 宅 部 住		標 準 計 算 法 に よ る 場 合		仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合	
		誘 導 仕 様 に よ る 場 合							
仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合		誘 導 仕 様 に よ る 場 合		標 準 計 算 法 に よ る 場 合		標 準 計 算 法 に よ る 場 合		仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合	
合計が二 千平方メ ー	当該部分 の床面積 の	合計が二 千平方メ ー	当該部分 の床面積 の	合計が二 百平方メ ー	当該部分 の床面積 の	合計が二 百平方メ ー	当該部分 の床面積 の	合計が二 百平方メ ー	当該部分 の床面積 の
十七万五 千円				三万八千 七百元		四万四千 九百元		三万三千 二百円	
	十万円		五万九千 八百円			四万二百 円			三万百円
			十八万三 千円						
				十二万円					
					六万六千 九百元				

--

(2)										
					部 住 分 宅 非					
標準入力 法等によ る場合					モデル建 物法によ る場合					
当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が三万平方メー トル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が三万平方メー トル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が三万平方メー トル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が三万平方メー トル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの
五十万九千円	二十六万六千円	三十三万四千円	四十三万四千円	四十三万四千円	三十六万千円	三十七万六千円	二十七万六千円	十七万千円	十二万九千円	十万二千円

				五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき建築物のエネルギー消費性能の向上計画の認定申請に對する審査		
		(-) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として提出された場合		建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定に基づく申請手数料を当該部分ごとの同部二五の六の項に掲げる額の手数を加えた額)の基数をかけた額		
2 1以外の建築物		1 一戸建て住宅		(1) 住宅部分		
トール未満のもの	合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	トール未満のもの	合計が三百平方メートル未満のもの	トール未満のもの	合計が三百平方メートル未満のもの	トール未満のもの
	三万七千円		一万六千七百円		八千円	四千百円
トール以上五万平方メートル未満のもの	合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	トール以上五万平方メートル未満のもの	合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	トール以上二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	トール以上二万五千平方メートル未満のもの
					八十九万六千円	七十五万八千円
トール以上五万平方メートル未満のもの	合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	トール以上五万平方メートル未満のもの	合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	トール以上二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	トール以上二万五千平方メートル未満のもの
	百二万円					六十一万五千円
						変更認定申請のとき。

(二) (一)以外の場合											
2 の建 築物 以外						1 て住 宅 一戸建					
(1) 分宅部 住						誘導仕様基準によ る場合					
仕様・計 併用法 による場 合		誘導仕様 基準によ る場合				標準計 算法によ る場合		仕様・計 併用法 による場 合		誘導仕様 基準によ る場合	
合計が 三百平方 メートル 未満のもの	当該部分 の床面積 が五平方 メートル 以上のも の	合計が二 千平方メ ートル以 上五平方 メートル 未満のも の	当該部分 の床面積 が二千平 方メートル 以上五平 方メートル 未満のも の	合計が三 百平方メ ートル以 上二平方 メートル 未満のも の	当該部分 の床面積 が三百平 方メートル 以上のも の	合計が二 百平方メ ートル以 上のも の	当該住宅 の床面積 が二百平 方メートル 未満のも の	合計が二 百平方メ ートル以 上のも の	当該住宅 の床面積 が二百平 方メートル 未満のも の	合計が二 百平方メ ートル以 上のも の	当該住宅 の床面積 が二百平 方メートル 未満のも の
四万二千元	十二万七千元	八万四千八百円	四万六千五百円	二万六千八百円	三万五千五百円	二万八千三百円	二万三千三百円	二万三千三百円	二万千円	一万五千円	一万四千三百円

標準計算による場合										合	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万五百円
二十七万三千円	二十三万千円	十六万千円	九万四千六百円	五万六千八百円	二十四万八千円	二十一万三千円	十七万九千円	十二万二千円			

		(2) 部分住宅非												
標準入力 法等による 場合		モデル建 物法による 場合												
当該部分の床面積の	合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が一万平方メー トル以上二万五千平 方メートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が五千平方メー トル以上一万平方メ ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が五千平方メー トル以上五平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上五平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二千平方メー トル以上二平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が千平方メー トル以上二平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三百平方メー トル以上千平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が三百平方メー トル以上千平方メー ートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル以上のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が二万五千平方 メートル未満のもの
二十三万四千円	十八万六千円	三十五万七千円	三十万四千円	二十五万三千円	十九万三千円	十一万九千円	九万千円	七万千六百円	三十一万四千円					

<p>六 エネルギー消費性能の向上等に關する法律施行規則第十條の定めによる建築物のエネルギー消費性能の確保が軽微な変更となること</p>			
<p>(一) 次の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であること、次に掲げる額の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p>			
<p>2 の建築物</p>		<p>1 一戸建て住宅</p>	
<p>(1) 住宅部分</p>			
合計が二平方メートル未満のもの	合計が二平方メートル以上三平方メートル未満のもの	合計が三平方メートル未満のもの	合計が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの
三万七千円	一万六千七百円	八千円	四千百円
		<p>證明書の交付申請のとき。</p>	

該當して
いることの
証明

提出された場合

		(一) 以外の場合													
		1 て住宅 戸建													
仕様・計算併用法 による場合		仕様基準又は誘導 合仕様基準による場 合		(2) 非住宅部分											
合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	合計が二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	合計が二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	合計が三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	合計が三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	合計が五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	合計が五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
二万三千三百円	二万千円		一万五千円				六万六千円			八千円					六万六千五百円

		2 の 建 築 物 以 外							
				(1) 分 宅 部 住				場 合 標 準 計 算 法 に よ る	
		合 に 算 仕 様 併 用 場 法 計		合 に 仕 様 又 は 誘 導 基 準					
合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 床 面 積 の 部 分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 一 半 以 上 を 占 め る 部 分	合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 床 面 積 の 部 分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 一 半 以 上 を 占 め る 部 分	合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 床 面 積 の 部 分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 一 半 以 上 を 占 め る 部 分	合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 床 面 積 の 部 分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 一 半 以 上 を 占 め る 部 分	合 計 が 一 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 床 面 積 の 部 分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 一 半 以 上 を 占 め る 部 分
十七万九千円		十二万二千円		四万二千円		十二万七千円		八万四千八百円	
		七万五百円						四万六千五百円	
								二万六千八百円	
								三万五千五百円	
								二万八千三百円	

		(2) 非住宅部分の 用途が工場等 の場合のみ				標準計算 法による 場合			
1 トル以上 1 トル以下	当該部分の 床面積の 合計が五千 平方メートル	1 トル以上 1 トル以下	当該部分の 床面積の 合計が二千 平方メートル	1 トル以上 1 トル以下	当該部分の 床面積の 合計が一千 平方メートル	1 トル以上 1 トル以下	当該部分の 床面積の 合計が三百 平方メートル	1 トル以上 1 トル以下	当該部分の 床面積の 合計が三百 平方メートル
	十万四千元		六万六千 百円		二万二千 二百円		一万三千 八百円		八千元
							二十三万 千元		
							十六万千 円		
							九万四千 六百円		
							五万六千 八百円		

(3)
 合の部住の以
 場分宅非外(2)

標準入力 る法等によ る場合		モデル建 る物法によ る場合	
当該部分の床面積の 合計が五 十平方メ ートル以 上である もの	五十三万 千円	当該部分の床面積の 合計が二 千平方メ ートル以 上である もの	四十三万 円
当該部分の床面積の 合計が二 千平方メ ートル以 上である もの	三十万 千円	当該部分の床面積の 合計が三 百平方メ ートル以 上である もの	二十三万 四千円
当該部分の床面積の 合計が三 百平方メ ートル以 上である もの	十八万 六千円	当該部分の床面積の 合計が五 千平方メ ートル以 上である もの	二十五万 三千円
当該部分の床面積の 合計が五 千平方メ ートル以 上である もの	十九万 三千円	当該部分の床面積の 合計が二 千平方メ ートル以 上である もの	十一万 九千円
当該部分の床面積の 合計が二 千平方メ ートル以 上である もの	九万 千円	当該部分の床面積の 合計が三 百平方メ ートル以 上である もの	七万 千六百円

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれ二の項(二)2(3)、三の項(二)2(3)、又は六の項(二)2(3)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれ四の項(二)2(2)又は五の項(二)2(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

三 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、二の項(一)の規定により算出した額とする。

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、三の項(一)の規定により算出した額とする。

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料(以下「適合性判

定手数料等」という。)の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

九 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、四の項の規定により算出した額とする。

十 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

十一 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

十二 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、二の項(一)若しくは(二)一、三の項(一)若しくは(二)一、四の項(一)若しくは(二)一、五の項(一)若しくは(二)一又は六の項(一)若しくは

は(□)1に掲げる額とする。

十三 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、二の項(□)2(2)、三の項(□)2(2)又は六の項(□)2(2)に掲げる工場等の場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説 明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部改正に伴い、手数料の新設等をするため、本案を提出いたします。